

# ○津山工業高等専門学校武道館使用規程

〔 昭和42年12月21日  
規 程 第 2 0 号 〕

改正 昭和61年3月20日規程第3号 平成17年3月18日規程第3号  
平成18年4月1日規程第49号

**第1条** 津山工業高等専門学校武道館（以下「武道館」という。）は、本校学生の正課及び課外活動に使用することを目的とする。

**第2条** 武道館は、原則として本校の学生及び教職員以外の使用は認めない。ただし、学外団体（者）から使用願が出た場合は、津山工業高等専門学校不動産管理事務取扱規程に基づきこれを処理する。

**第3条** 武道館は、学生課がこれを管理する。

**第4条** 武道館を使用する者（正課を除く。）は、事前に学生課学生生活係に願い出て許可を受けるものとする。

**第5条** 武道館の使用時間は、原則として、8時30分から18時30分までとする。

**第6条** 武道館の鍵は、学生課学生生活係にて保管する。

**第7条** 武道館の施設又は器具をき損した場合は、ただちに学生課学生生活係に届け出るものとする。

## 附 則

この規程は、昭和42年12月21日から施行する。

**附 則**（昭和61年3月20日規程第3号）

この規程は、昭和61年3月20日から施行する。

**附 則**（平成17年3月18日規程第3号）

この規程は、平成17年3月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

**附 則**（平成18年4月1日規程第49号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。